

【木更津地区土地利用方針図（参考）】

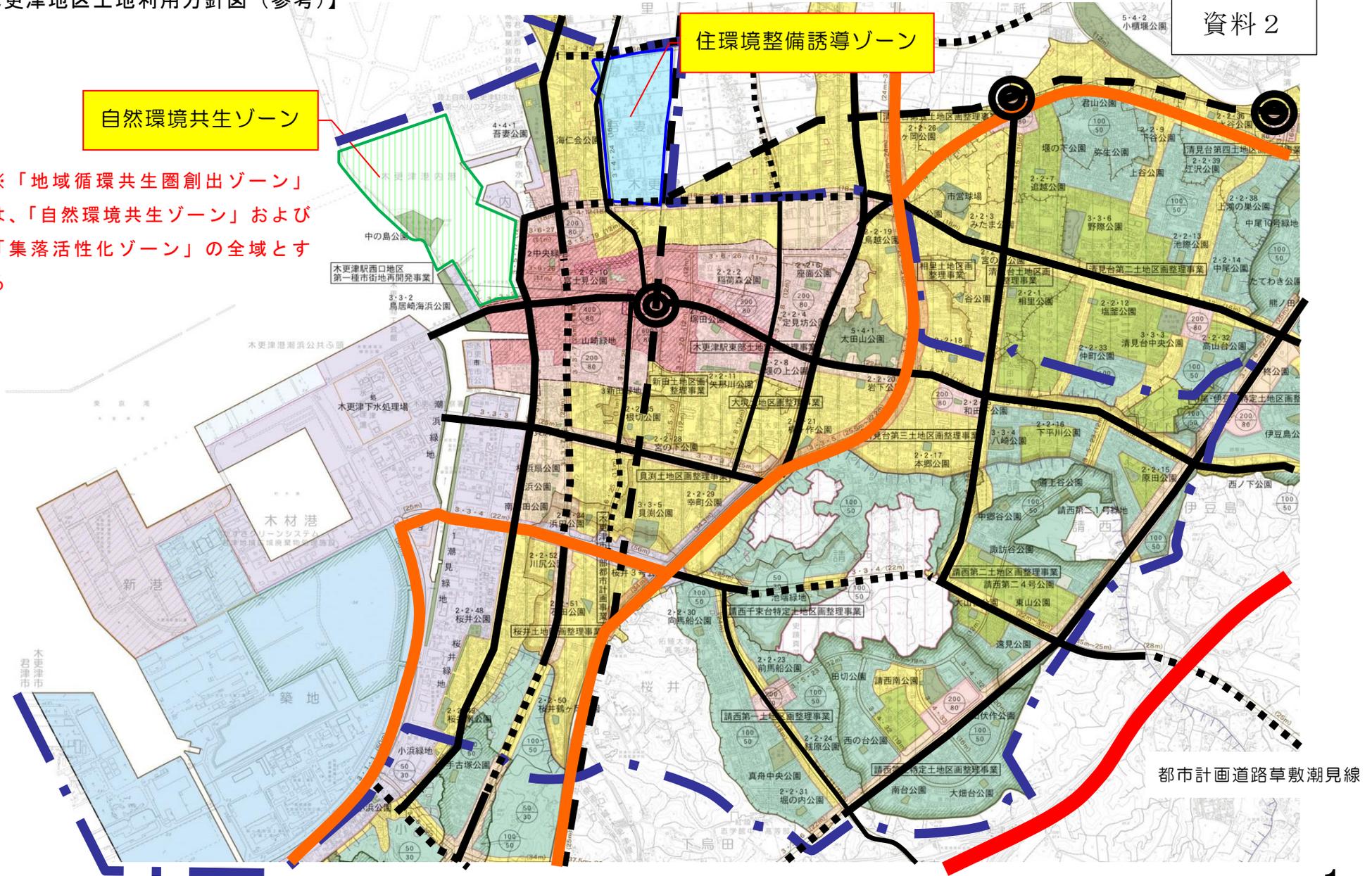
都市計画道路中野畑沢線

資料 2

自然環境共生ゾーン

住環境整備誘導ゾーン

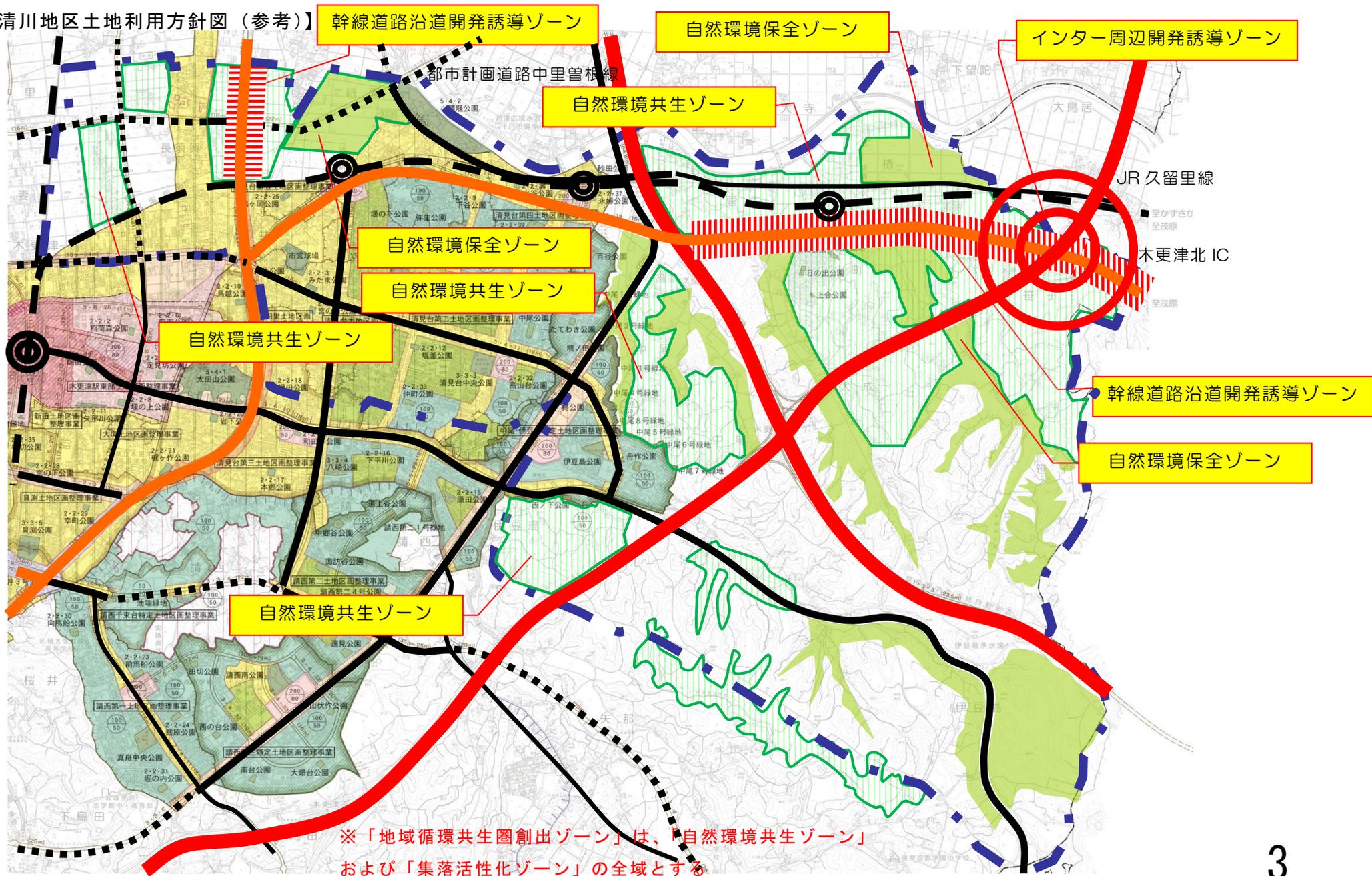
※「地域循環共生圏創出ゾーン」  
は、「自然環境共生ゾーン」および  
「集落活性化ゾーン」の全域とする



都市計画道路草敷潮見線

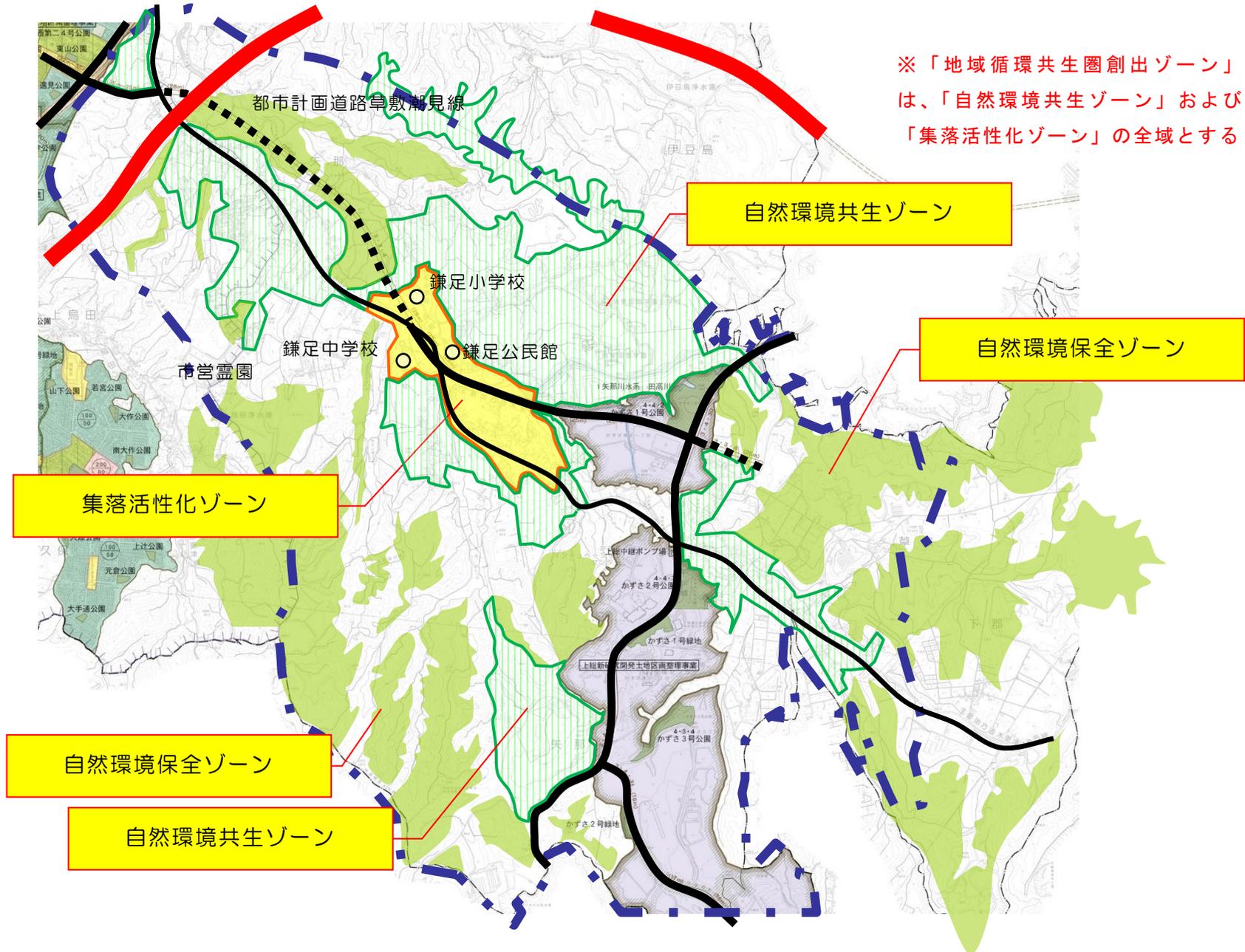


【清川地区土地利用方針図（参考）】

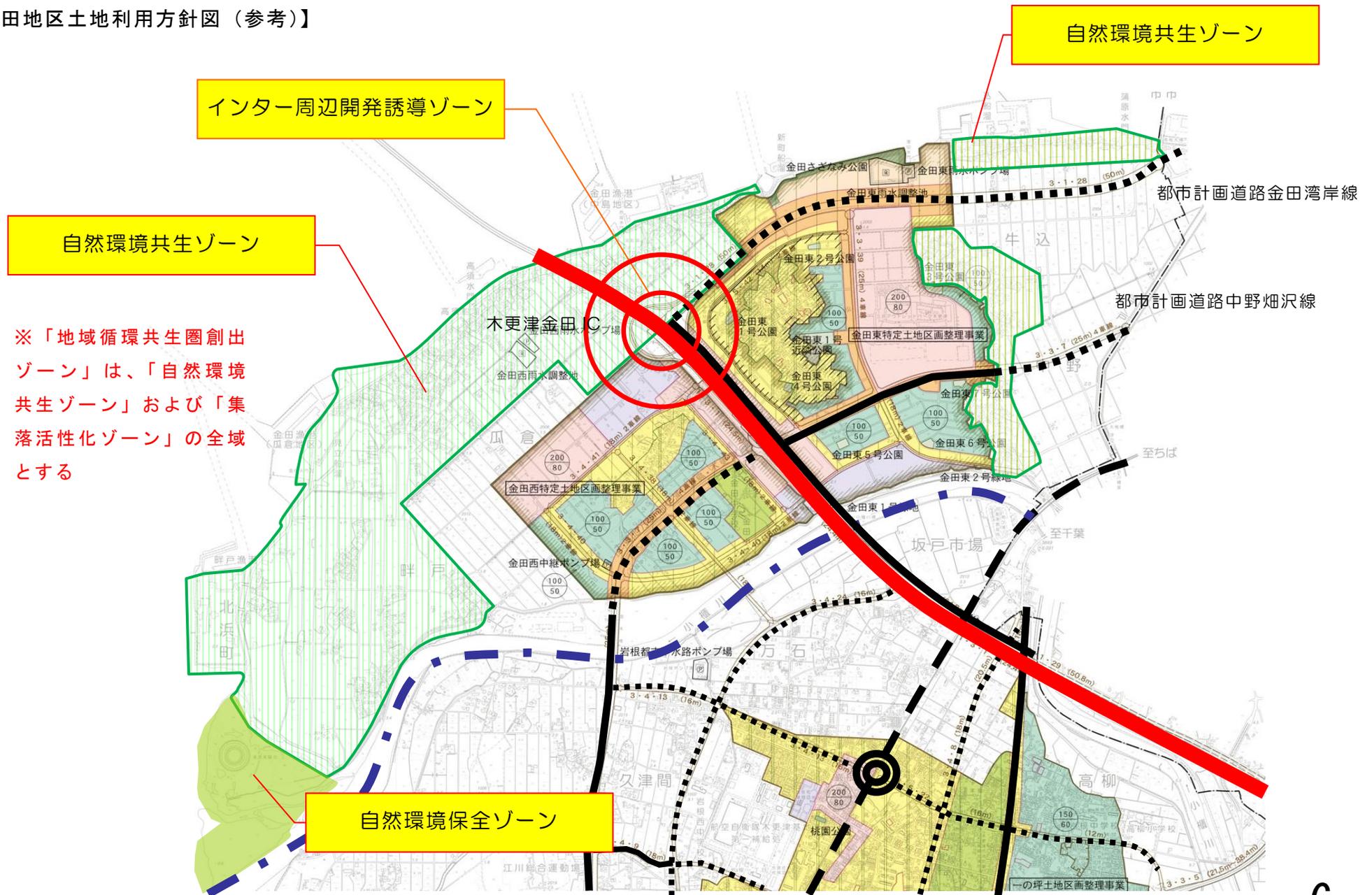




【鎌足地区土地利用方針図（参考）】



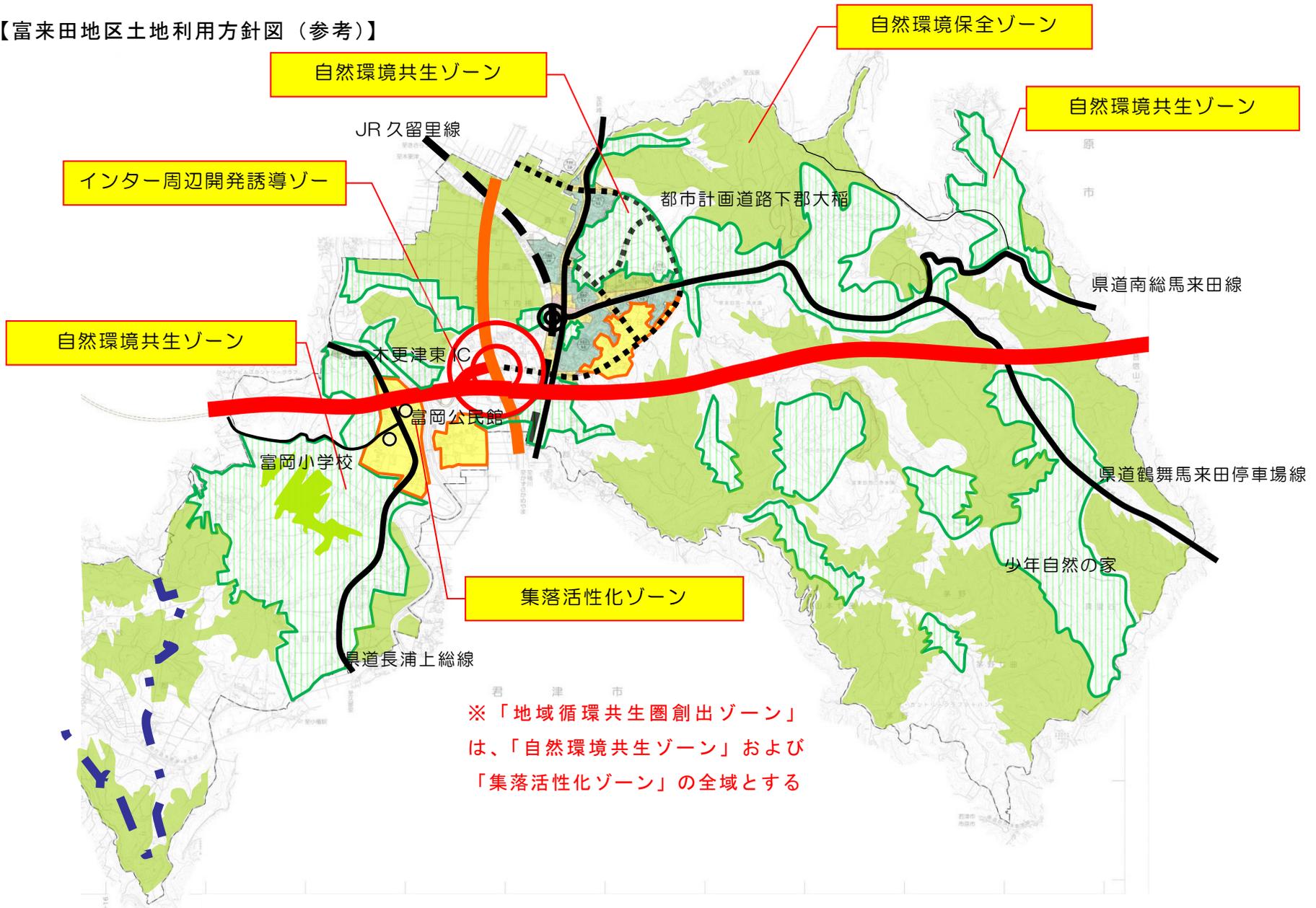
【金田地区土地利用方針図（参考）】



※「地域循環共生圏創出ゾーン」は、「自然環境共生ゾーン」および「集落活性化ゾーン」の全域とする



【富来田地区土地利用方針図（参考）】



【基本事項】

共通事項

- (1) ガイドラインに基づく地区計画は都市計画法、都市計画運用指針等、他法令や市の施策に適合したものとする。
- (2) 地区計画の区域における道路、排水、緑地等の地区施設の整備基準は、都市計画法第33条、木更津市開発事業指導要綱及び木更津市雨水流出抑制施設整備指導指針の基準を準用し、地区計画の原案の作成段階で市と十分協議すること。
- (3) 地区計画の区域には、原則として次に掲げる地域・地区等を含めないこと。
  - ① 農業振興地域の農用地区域、集团的優良農用地、農業生産性の高い農用地又は土地基盤整備事業の完了、実施中若しくは計画中の受益区域内に含まれる農地
  - ② 集落地域整備法第3条に規定する集落地域
  - ③ 農地法による農地転用が許可されないと見込まれる農用地
  - ④ 保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安林施設予定地又は保安林整備計画において保安林の指定が計画されている土地の区域
  - ⑤ 自然環境保全法の指定地域及び自然公園法の特別地域
  - ⑥ 県立自然公園特別地域又は県自然環境保全地域
  - ⑦ 砂防指定地、地すべり防止地区、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、河川の氾濫区域、湛水、土砂流出、地すべり等により災害の危険が大きいと想定される区域
  - ⑧ 近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、鳥獣保護区特別保護地区、その他緑地として特に保全すべき土地
  - ⑨ 国、県、市町村指定の史跡若しくは名勝、天然記念物に係る地域、県指定の旧跡又は選定重要遺跡に係る地域
  - ⑩ 廃棄物最終処分地等の都市的土地利用不適地
  - ⑪ その他、他法令による規制がされている地域で地区計画を定めることが適当でないと認められる区域
- (4) 必要に応じ建築基準法第68条の2の規定に基づく条例に位置付ける。
- (5) 集落環境、自然環境を著しく悪化させる土地利用の規制について都市計画法又は建築基準法で対象とならないものは、地方自治法第14条第1項の規定による条例により対応を検討する。
- (6) 地区計画の原案は、都市計画法第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更の提案によるものとする。